

## 特定行為に係る看護師の研修について

特定行為とは、一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた看護師が、医師の指示のもとに手順書を用いて患者さんに必要な医療をより迅速に提供することができる行為です。これは、国が認め、推進している研修制度です。

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の指定研修機関です。指導医のもと、研修生が実習で特定行為を実施したり、診察に同席することがあります。研修にあたり、患者さんには説明して同意を得た上で、医師の指導のもと特定行為を実施いたします。患者さんはこれを断っても不利益を受けることはありません。実施にあたっては、安全に十分配慮して行います。皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

### 【実施する可能性のある特定行為】

動脈血採血・動脈ライン挿入・創部ドレーン抜去

気管カニューレ交換

「特定行為に係る看護師の研修制度」についてご不安やご質問などがある場合には、下記の患者サービスセンターにご相談ください。

## 患者サービスセンター

治療や入院生活、医療安全などに関して、当院をご利用いただく皆様からのご相談やご意見などを受け付けております。お気軽にご利用ください。

場 所：本館1階（トータルサポートセンター内に併設）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）：8時30分～17時00分

土曜日（第1・3・5週）：8時30分～12時00分